

那覇市公報

第 1 6 2 5 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市庁舎管理規則の一部を改正する規則（管財課）…………… 985
- 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則（人事課）… 987
- 新庁舎における食堂及び売店の使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則（管財課）…………… 988

◇告 示◇

- 市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）…………… 989
- 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）…………… 991
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 992
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 993
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 994
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…………… 995
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 996
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 997
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課）…………… 998
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に

関する法律に基づく施術者の指定について（保護管理課）…………… 999

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に
関する法律に基づく施術者の辞退について（保護管理課）…………… 1000

◇公 告◇

○都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課）…………… 1001

◇消防局告示◇

○屋外催しにおける指定催しの指定について…………… 1003

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について…………… 1004

◇福祉事務所長訓令◇

○那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令…………… 1005

規 則

那覇市規則第36号

平成26年 7 月15日

公 布 済

那覇市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市庁舎管理規則の一部を改正する規則

那覇市庁舎管理規則(昭和50年那覇市規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第3条関係)

区分	庁舎管理者
[略]	
[略]	[略]
新都心銘苅庁舎	
消防局庁舎	[略]
[略]	
[略]	

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

区分	庁舎管理者
[略]	
[略]	[略]
新都心銘苅庁舎	
保健所庁舎	保健所長
消防局庁舎	[略]
[略]	
[略]	

那覇市規則第37号

平成26年7月15日

公 布 済

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任用の制限) 第6条 [略] 2 [略] 3 前2項の規定にかかわらず、 <u>第3条第4項第1号</u> の臨時職員に係る任用の制限については、別に定める。	(任用の制限) 第6条 [略] 2 [略] 3 前2項の規定にかかわらず、 <u>第3条第4項各号</u> の臨時職員に係る任用の制限については、別に定める。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第38号

平成26年 7 月15日

公 布 済

新庁舎における食堂及び売店の使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

新庁舎における食堂及び売店の使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

新庁舎における食堂及び売店の使用料の徴収に関する規則（平成23年那覇市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>新庁舎</u>における食堂及び売店の使用料の徴収に関する規則 （趣旨） 第1条 この規則は、那覇市行政財産使用料条例（1971年那覇市条例第9号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、<u>新庁舎</u>における食堂及び売店の使用料について必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）食堂 <u>新庁舎</u>における食堂の厨房部分、食品庫及び更衣室並びに共有部分（<u>食堂フロア</u>部分をいう。以下同じ。）をいう。 （2）売店 <u>新庁舎</u>における売店及び売店の倉庫をいう。 （3）〔略〕	<u>本庁舎</u>における食堂及び売店の使用料の徴収に関する規則 （趣旨） 第1条 この規則は、那覇市行政財産使用料条例（1971年那覇市条例第9号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、<u>本庁舎</u>における食堂及び売店の使用料について必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 〔略〕 （1）食堂 <u>本庁舎</u>における食堂の<u>ちゅう房</u>部分、食品庫及び更衣室並びに共有部分（<u>食堂フロア</u>部分をいう。以下同じ。）をいう。 （2）売店 <u>本庁舎</u>における売店及び売店の倉庫をいう。 （3）〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 190 号

平成 26 年 7 月 22 日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

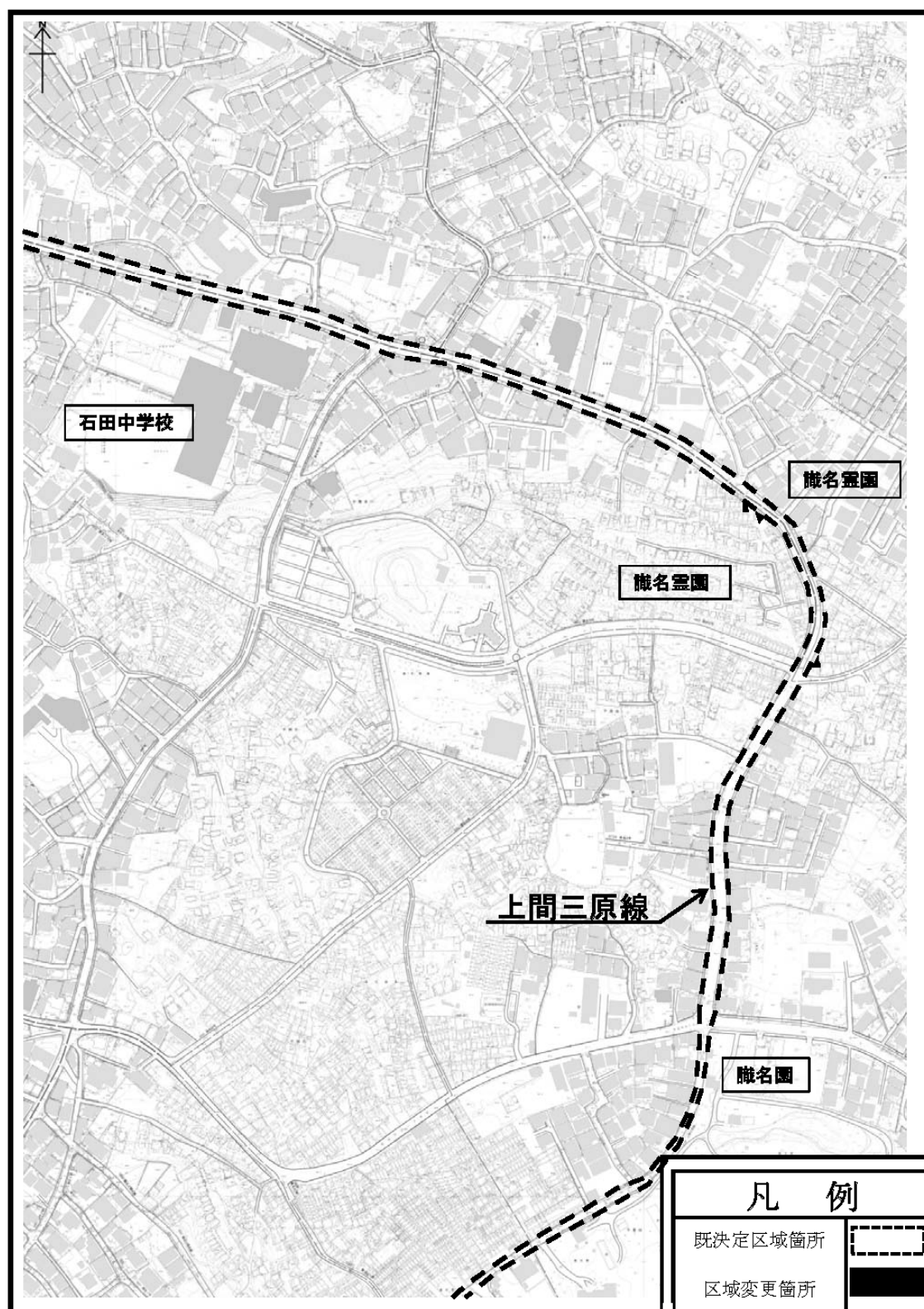
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
34	上間三原線	字上間167番～ 寄宮 3 丁目283番	3, 266. 8	4. 3～ 27. 1	区域追加

市道路線の区域変更位置図



那覇市告示第 206 号

平成 26 年 8 月 1 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の規定に基づき平成 26 年 7 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

	医療機関名 所在地	自立支援医 療の種類	担当する医療の種類	主として 担当する 医師
1	沖縄赤十字病院 那覇市与儀 1 丁目 3 番 1 号	育成医療 ・更生医療	心臓移植に関する医療 (移植後の抗免疫療法に 限る)	新里 譲
2	オリブ山 訪問看護ステーション 那覇市首里石嶺町 1 丁目 161 番地 4	育成医療 ・更生医療	—	—

那覇市告示第 207 号

平成 26 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
同仁薬局	有限会社 同仁	平成 26 年 5 月 1 日
那覇市字天久 1127 番地 5		
野原耳鼻咽喉科医院	野原 忍	平成 26 年 6 月 2 日
那覇市字国場 1072 番地 1		

那覇市告示第 208 号

平成 26 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
那覇西クリニックまかび		平成 26 年 3 月 1 日
所在地	那覇市真嘉比二丁目 29 番 22 号 (那覇市字真嘉比 76 番地)	

那覇市告示第 209 号

平成 26 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
同仁薬局	平成 26 年 5 月 1 日
那覇市字天久 1068 番地 7	
野原耳鼻咽喉科医院	平成 26 年 6 月 2 日
那覇市字国場 1072 番地 1	
パールクリニック	平成 26 年 6 月 30 日
那覇市牧志 3 丁目 12 番 4 号 高泉ビル 5 階	
仲宗根整形外科	平成 26 年 7 月 1 日
那覇市字安里 381 番地 1	
がんじゅう薬局	平成 26 年 7 月 1 日
那覇市字安里 379 番地	

那覇市告示第 210 号

平成 26 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所 在 地	指定年月日
開 設 者	サービスの種類	
訪問介護すずらん	那覇市字安謝 653 番地 国際重機ビル 701	平成 26 年 6 月 13 日
株式会社 鈴蘭	訪問介護	

那覇市告示第 211 号

平成 26 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
指定居宅介護支援事業所マナ		平成 26 年 5 月 1 日
所在地	那覇市字天久 1127 番地 5 (那覇市字上之屋 402 番地 3)	
ケアステーション マナ		平成 26 年 5 月 1 日
名称	ケアステーション マナ (ヘルパーステーション マナ)	
所在地	那覇市字天久 1127 番地 5 (那覇市字天久 1068 番地 7)	
デイサービスセンター夢ぬ間 2 号館		平成 26 年 7 月 1 日
所在地	那覇市小禄一丁目 1 番 37 号 (那覇市小禄一丁目 1 番 5 号)	
訪問介護サンライズ		平成 26 年 7 月 1 日
名称	訪問介護サンライズ (寿楽ケアステーション)	

那覇市告示第 212 号

平成 26 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
デイサービスセンターこくば	平成 26 年 4 月 1 日
那覇市字国場 52 番地 1 階 1－A	
デイサービスセンター楽一	平成 26 年 6 月 30 日
那覇市壺川 1 丁目 5 番地 2 宮里マンション 2－A	
デイサービス森乃家	平成 26 年 7 月 31 日
那覇市字真嘉比 112 番地 1	

那覇市告示第 213 号

平成 26 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	休止年月日
所 在 地	
居宅介護支援センター仲井真	平成 25 年 4 月 1 日
那覇市字国場 52 番地 1 階 1－A	
介護支援サービス寿楽	平成 26 年 2 月 21 日
那覇市鏡原町 26 番地 26 鏡原マンション	
辻町若狭クリニック 居宅介護支援事業所	平成 26 年 8 月 1 日
那覇市若狭二丁目 1 番 10 号	

那覇市告示第 214 号

平成 26 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術者について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
金城 和裕	柔道整復	平成 26 年 6 月 24 日
まーぶる整骨院	那覇市三原三丁目 7 番 19 号 B-STAGE	
金城 千哉	はり・きゅう、 あん摩・マッサージ	平成 26 年 7 月 15 日
株式会社フレアス	那覇市銘苅一丁目 9 番 28 号 2 階	

那覇市告示第 215 号

平成 26 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく施術者の辞退について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術者について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり辞退届があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施術の種類	辞退年月日
施術所名称	施術所所在地	
前泊 敏彦	あん摩・マッサージ	平成 26 年 7 月 14 日
前泊鍼灸あん摩・マッサージ治療室	那覇市宇栄原三丁目 33 番 5 号 小禄マンション 213	

公 告

那覇市公告第 145 号

平成 26 年 7 月 17 日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号) 2 条の 2 及び都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号) 第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

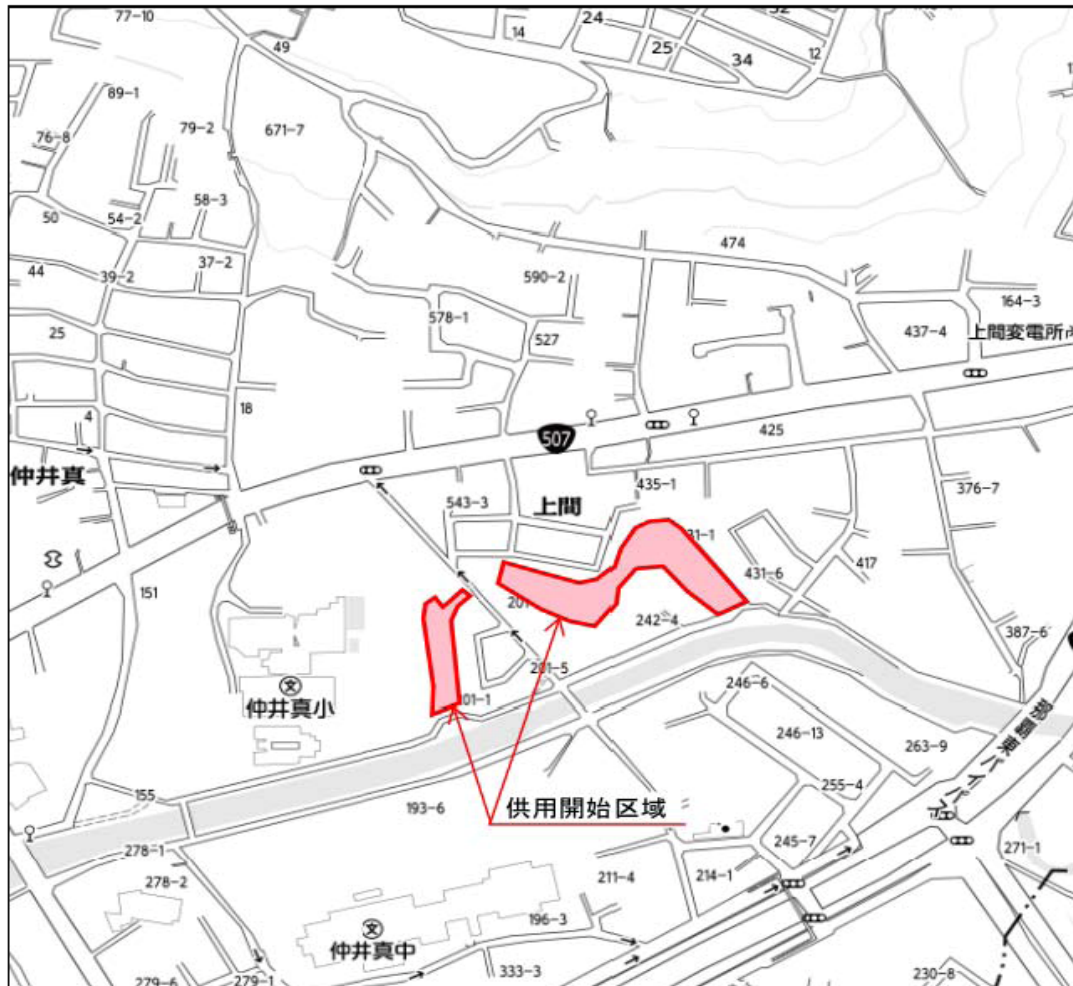
その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	国場川くねくね公園
公園の位置	那覇市字上間地内
供用開始の期日	平成 26 年 7 月 17 日
公園の区域	別紙位置図のとおり

国場川くねくね公園



消防局告示

那覇市消防局告示第 1 号

平成 26 年 7 月 30 日

掲 示 済

屋外催しにおける指定催しの指定について

那覇市火災予防条例（1972年那覇市条例第18号）第56条の2第1項に規定する、祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が別に定める要件を次のように定める。

那覇市消防局

消防局長 玉 城 則 雄

大規模なものとして消防局長が定める催しは、次の各号いずれにも該当する催しであるものとする。

- （1）主催する者が出店を認める露店等の数が50店舗を超える屋外催しとして計画されているもの
- （2）開催する場所が、奥武山運動公園内及び那覇新港内で行われる催しであるもの

付 則

この告示は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第13号

平成26年7月17日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条2号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者休止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
416	有限会社 沖縄基礎開発	那覇市古島2丁目29番地の2	狩俣 馨

福祉事務所長訓令

那覇市福祉事務所長訓令第1号
平成26年7月4日
公 表 済

那覇市福祉事務所事務専決規程（平成25年福祉事務所訓令第1号）の一部を次のように定める。

那覇市福祉事務所長 新里 博一

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市福祉事務所事務専決規程（平成25年福祉事務所長訓令第1号）別表（第2条関係）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条～第4条 〔略〕 〔別表（第2条関係） 別紙〕	第1条～第4条 〔略〕 〔別表（第2条関係） 別紙〕
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

〔改正前 別表〕

別表（第2条関係）

（途中略）

参事の専決事項

- （1） 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の開始に関すること。
- （2）～（3） 〔略〕
- （4） 規則第11条第1項に規定する中国残留邦人等支援法関係の事務のうち、前各号に規定する事務に関すること。

保護管理課長の専決事項

- （1） 〔略〕
- （2） 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の変更に關すること。
- （3） 〔略〕
- （4） 規則第2条第1項第4号、第5号、第7号、第8号及び第10号から第14号までに規定する事務に関すること。
- （5） 規則第2条第2項に規定する事務に関すること。
- （6） 〔略〕

保護第一課長の専決事項

- （1） 〔略〕
- （2） 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の変更に關すること。
- （3） 〔略〕
- （4） 規則第2条第1項第4号、第5号、第7号、第8号及び第10号から第14号までに規定する事務に関すること。
- （5） 規則第2条第2項に規定する事務に関すること。
- （6） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条に規定する調査の嘱託及び報告の請求に関すること。
- （7） 規則第11条に規定する中国残留邦人等支援法関係の事務のうち、第2号から第6号までに規定する事務に関すること。

保護第二課長の専決事項

- （1） 〔略〕
- （2） 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の変更に關すること。
- （3） 〔略〕
- （4） 規則第2条第1項第4号、第5号、第7号、第8号及び第10号から第14号までに規定する事務に関すること。
- （5） 規則第2条第2項に規定する事務に関すること。

保護第三課長の専決事項

- （1） 〔略〕
- （2） 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の変更に關すること。
- （3） 〔略〕
- （4） 規則第2条第1項第4号、第5号、第7号、第8号及び第10号から第14号までに規定

する事務に関すること。

(5) 規則第2条第2項に規定する事務に関すること。

[改正後 別表]

別表（第2条関係）

（途中略）

参事の専決事項

(1) 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の開始（却下の決定を除く）及び保護の変更（却下の決定に限る）に関すること。

(2)～(3) [略]

(4) 規則第2条第2項第1号に規定する事務に関すること。

(5) 規則第2条第2項第2号に規定する事務のうち、法第78条の規定による費用が50万円以上の徴収に関すること。

(6) 規則第11条第1項各号に規定する事務のうち、前各号に規定する事務に関すること。

保護管理課長の専決事項

(1) [略]

(2) 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の変更（却下の決定を除く）に関すること。

(3) [略]

(4) 規則第2条第1項第6号に規定する事務のうち、立入調査及び検診命令に関すること。

(5) 規則第2条第1項第4号、第5号、第7号から第10号まで及び第12号から第17号までに規定する事務に関すること。

(6) 規則第2条第2項第2号に規定する事務のうち、法第77条第1項の規定による費用の徴収及び法第78条の規定による費用が50万円未満の徴収に関すること。

(7) [略]

保護第一課長の専決事項

(1) [略]

(2) 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の変更（却下の決定を除く）に関すること。

(3) [略]

(4) 規則第2条第1項第6号に規定する事務のうち、立入調査及び検診命令に関すること。

(5) 規則第2条第1項第4号、第5号、第7号から第10号まで及び第12号から第17号までに規定する事務に関すること。

(6) 規則第2条第2項第2号に規定する事務のうち、法第77条第1項の規定による費用の徴収及び法第78条の規定による費用が50万円未満の徴収に関すること。

(7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下この号において「法」という。）第14条第4項（法第15条第3項において準用する場合を含む。）に

においてその例によるものとされた生活保護法第29条に規定する調査の嘱託及び報告の請求に関すること。

- (8) 規則第11条第1項各号に規定する事務のうち、第2号から第5号までに規定する事務に関すること。

保護第二課長の専決事項

- (1) [略]
- (2) 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の変更(却下の決定を除く)に関すること。
- (3) [略]
- (4) 規則第2条第1項第6号に規定する事務のうち、立入調査及び検診命令に関すること。
- (5) 規則第2条第1項第4号、第5号、第7号から第10号まで及び第12号から第17号までに規定する事務に関すること。
- (6) 規則第2条第2項第2号に規定する事務のうち、法第77条第1項の規定による費用の徴収及び法第78条の規定による費用が50万円未満の徴収に関すること。

保護第三課長の専決事項

- (1) [略]
- (2) 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の変更(却下の決定を除く)に関すること。
- (3) [略]
- (4) 規則第2条第1項第6号に規定する事務のうち、立入調査及び検診命令に関すること。
- (5) 規則第2条第1項第4号、第5号、第7号から第10号まで及び第12号から第17号までに規定する事務に関すること。
- (6) 規則第2条第2項第2号に規定する事務のうち、法第77条第1項の規定による費用の徴収及び法第78条の規定による費用が50万円未満の徴収に関すること。